

令和5年度4月分利用申込みについて

申請方法

●4月入園の申込締切日は12月19日（月）（消印有効）です。

教育・保育給付認定申請書・利用申込書が提出されていても、締切日までに、提出された添付書類で認定ができない場合は、再エントリーを含め、4月分利用調整の対象外となります（締切日翌日以降に提出された書類は、5月分以降の利用調整の対象となります。）

余裕を持って、締切日2週間前までの到着となるように、申請していただきますようお願いいたします。
なお、5月分以降の申込は、締切日必着での受付となります。

●次のいずれかの方法で申請してください

	対象	申請方法
(1)	第一希望が認定こども園の方	各認定こども園へ直接持参してください。
(2)	認定こども園第一希望が 障害者手帳をお持ちのお子さん、または教育・保育給付認定申請書・利用申込書に記載の「児童の健康状態」の事項において、「有」に該当するお子さん	保育運営課窓口にて面接を行います。 電話での事前予約のうえ、母子手帳持参・児童同伴で、申請書類を持参してください。 ●12月9日（金）まで ●予約先 04-7128-5517
(3)	認定こども園以外の方 (1)または(2)に該当しない場合	保育運営課へご郵送ください。 原則、郵送 (沼南支所、各保育園等での受付は行っていません) 郵便事故等がご心配な方は、郵便記録等のサービスをご利用ください。

※(1)と(2)に共に該当する場合は、申請書類を第一希望の認定こども園へ直接持参したうえで、保育運営課窓口へ母子手帳持参・児童同伴でお越しください（要予約）。

※令和4年度1月～3月入園分についても申込みされる場合は、令和4年度用申請書類を同封し、令和4年度1月～3月入園分の受付締切日（※必着）に合わせて郵送してください。就労証明書等の証明書類及び返信用封筒・切手については、2部ご用意いただく必要はありません。

●宛て先

〒277-8505 柏市柏5-10-1 「柏市役所 こども部 保育運営課（4月申込み）」宛

- ・送付の際は、封筒の裏面に、保護者住所・保護者氏名を記入してください。
- ・追加で書類を郵送する際は、申請児童名、児童の生年月日、第一希望園を書いたメモ等を同封してください。
- ※追加書類用の返信用封筒は不要です。

※申請書類の送付日または提出日から3週間程度経過しても申請書類確認票が返信されない場合は、お手数ですが、柏市保育運営課までお問い合わせください。

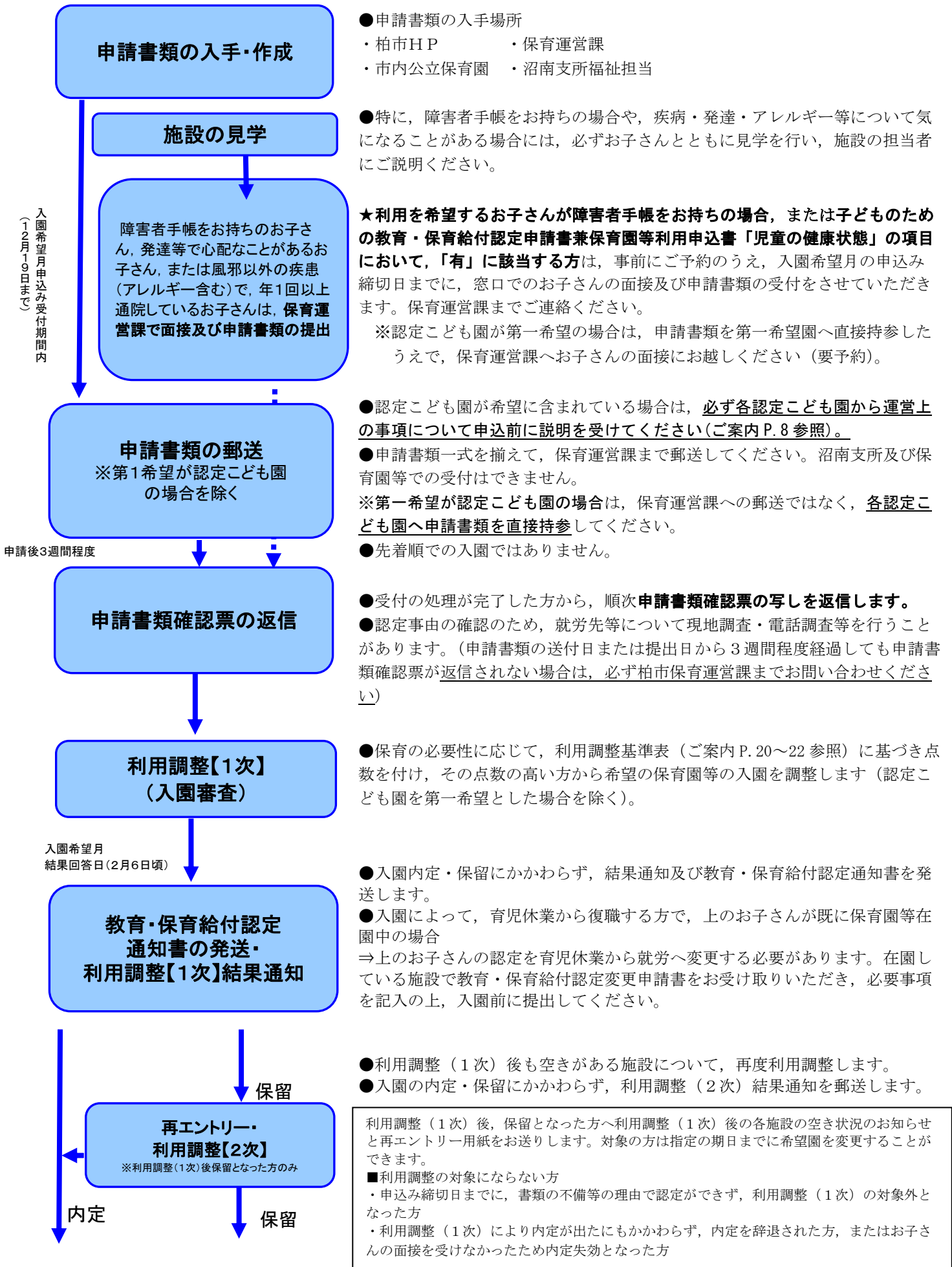
申込み締切日以降に出生予定のお子さん

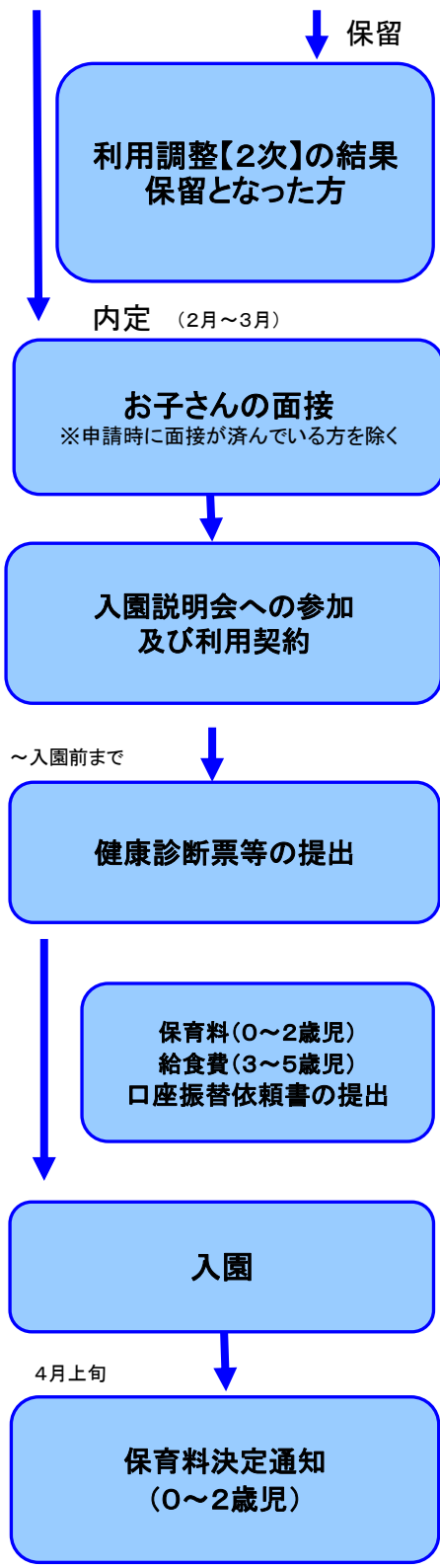
令和5年4月入園が可能なのは、令和5年4月1日時点で生後57日を経過しているお子さん（2月4日までに出生されたお子さん）です。令和5年2月4日までに出生予定の場合は、出生前に4月利用申込みが可能です（5月以降は出生後のみの受付となります）。

あくまでも仮受付となります。事前に保育運営課までご連絡ください。

実際の出生日が2月5日以降となった場合は、利用調整により入園が内定していた場合でも、入園保留となり、5月1日入園以降改めての利用調整対象となります。

令和5年度4月教育・保育給付認定申請から入園までの流れ





●5月以降も継続して入園を希望する方は、教育・保育給付認定が取消しとなるか、申込みの取下げをしない限り、認定期間または令和6年3月分までのうちいずれか短い期間、利用調整を継続します。認定期間満了後、または令和6年4月以降の入園希望は再度申請が必要となります。

●5月以降の利用調整結果は、入園内定時のみ通知します。

●就労状況や家庭状況等が変わった場合には、必ず保育運営課までご連絡ください。

●詳細は、利用調整結果通知時にお知らせします。

●申請時に保育運営課にて面接をした方は不要です。

●期間内に面接ができない場合、内定が失効となる場合があります。必ず面接を受けてください。

●入園にあたり、布団や着替えなどの事前準備等、重要な事項について施設にて説明を行うとともに、お子さんの面談を行います。必ず出席してください（日程・時間は施設によって異なります）。

公立保育園へ入園される方は、**柏市の保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギーのあるお子さんのみ対象）**を、入園説明会までに提出してください。

●医療機関で健康診断を受診してください。

●健康診断票は、**入園日前日までに提出**してください。健康診断票が提出され、集団生活が可能と判断された場合のみ、入園が承諾となります。

●健康診断費用は自己負担となります。

●公立保育園または私立認可保育園へ入園される方については、口座振替希望の金融機関へ提出してください。口座振替依頼書は、各保育園のほか保育運営課でも配付しています。

●提出後、1～2か月後の保育料（給食費）から振替開始となります。

※公立保育園以外の施設をご利用の場合、給食費については利用する各施設での徴収となります。

●お子さんの状況に合わせて、保護者と相談の上、慣らし保育を実施します。期間はおおむね数日～2週間以内が多いようですが、お子さんの状況を見て各施設で判断します。

●利用開始日より前に、慣らし保育をすることはできません。

●入園後に施設から配付（未申告等により、保育料が算定できない場合は、最高額で決定します。ご案内P.11～12参照）。

●毎月の保育料は、原則毎月末日に口座振替させていただくか、毎月末日までにコンビニエンスストア又は金融機関等で納付していただきます。（認定こども園及び小規模認可保育については施設へご確認ください。）

障害者手帳をお持ちのお子さん、
 疾病・発達・アレルギー等について気になること
 があるお子さんについては、
 事前に保育運営課までご相談ください。

